

令和3年度意見第1号

令和3年5月27日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

(公印省略)

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和3年4月28日付で、株式会社New Innovations 代表取締役 中尾 溪人より提出された新技術等実証に関する計画に対する厚生労働大臣の見解（令和3年5月20日厚生労働省発生食0520第6号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

(以 上)

令和3年度意見第2号

令和3年5月27日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

(公印省略)

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和3年4月28日付で、株式会社New Innovations 代表取締役 中尾 湊人より提出された新技術等実証に関する計画に対する経済産業大臣の見解（令和3年5月10日20210428製第27号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

(以 上)